

論説

20世紀初頭におけるイギリス帝国の
検閲・監視とインド人革命家の軍事情報ネットワーク
—爆弾マニュアルを中心として—

江島 聖人*

**British Imperial Censorship and Surveillance and Indian
Revolutionaries' Military Information Networks in the Early 20th
Century: The Case of Bomb Manuals**

By MASAHIITO EJIMA

This paper examines British imperial censorship and surveillance and Indian revolutionaries' military information networks in the early 20th century, with a specific focus on bomb manuals. While earlier studies of censorship in British India have focused on seditious newspapers and literature, this study emphasizes the historical significance of scientific and military publications, which represented the practical side of the revolutionary movement. Following the Manicktollah Bomb Conspiracy in 1908, the Government of India attempted to regulate explosives and seditious publications. However, the liberalism of John Morley, the Secretary of State for India, initially limited censorship to newspapers, thereby allowing bomb manuals to continue flowing into India from abroad. In London, although Scotland Yard, the India Office, and the Government of India monitored the revolutionaries at India House, lack of cooperation prevented systematic intelligence gathering. After the assassination of Curzon Wyllie in July 1909, the Indian revolutionaries evaded the imperial “web of surveillance” by relying on networks of “coolies” (Indian migrant laborers) to smuggle weapons and bomb manuals into India. These military information networks facilitated the attempted assassination of Viceroy Minto and the Nasik Conspiracy in late 1909. While the Indian Press Act of 1910 eventually expanded censorship to include books and foreign mail, the prior dissemination of Western scientific knowledge, including military information such as that found in bomb manuals, ensured the persistence of revolutionary activities.

1 はじめに

ジョン・マッケンジーが1984年に自身を総編集者として「マンチェスター大学帝国主義研究シリーズ」を開始して以来、イギリス帝国史研究において従来の「当局者の意図」

* 日本大学大学院商学研究科博士前期課程（Postgraduate Student, Graduate School of Business Administration, Nihon University）

に基づく政治史・経済史に対して、文化を重視する研究が活況を呈している。こうした文化史の研究では、新聞・文学作品といった印刷物が大衆文化の代表的な産物として挙げられているが、これら文化史の研究対象は「帝国の本国文化」を前提としている¹⁾。こと英領インド史においては、新聞の研究は盛んに行われているものの、いずれも統治者の視点を強調するにとどまっている²⁾。すなわち、被支配者たるインド人の視点の欠如、および同じ印刷物でも書籍・雑誌を扱った研究が乏しいことが課題として挙げられる。

新聞の研究が盛んな理由として、主に以下の2点がある。1点目は、特に19世紀以降のイギリスでは新聞は書籍よりも広く普及していたため、新聞が印刷文化の普及と近代化の発展において中心的な役割を果たしたというものである³⁾。2点目は、新聞が帝国主義政策の広報の役割を担うことにより、いわゆる帝国のソフト・パワーとして機能していたとするものである⁴⁾。しかしながら、ベネディクト・アンダーソンが新聞を「1日だけのベストセラー」⁵⁾と形容したように、新聞に書いてある情報は翌日になると新しいものに更新され、古くなって捨てられてしまう。一方で、書籍や雑誌の役割は、例えば教科書や学術論文などを例に挙げると、新聞よりも長期的視野で涵養される専門的な情報の掲載にあると言える。こうした観点から、同じ印刷物でも、書籍・雑誌（定期刊行物）・新聞はそれぞれ区別して研究すべきであると考えられる⁶⁾。

インド人にとっての書籍・雑誌の役割を考察するうえで、まずイギリス帝国の検閲に目を向けることは有効である。20世紀の前半まで、イギリス帝国はインドにおいて、新聞・雑誌・書籍を問わず検閲を実施してきたためである。英領インドで施行されてきた検閲法については、チャンドリカ・カウルが一覧としてまとめている（表1）。この中でも、当時の出版業界人たちの回顧録等で脅威として言及されているのが、1930年のインド出版条例（Indian Press Ordinance：以下、1930年条例）である⁷⁾。1930年条例は、インド政庁（Government of India）の裁量で扇動的な出版物か否かを判定し、発行者に対して罰金を課したり、印刷物および印刷機を押収したりすることが可能であった⁸⁾。

1) 平田 [2015] 22頁；平田 [2021] 58-62頁。

2) 例えば、Kaul [2003]；Kaul [2014]；Joshi [2021] など。

3) Joshi [2021] pp.3-4.

4) 例えば、Kaul [2003] pp.135-161；Kaul [2014]；Joshi [2021] pp.29-86.

5) アンダーソン [2007] 61頁。

6) 事実ジョーシーは、書籍はもちろんのこと、新聞と雑誌（定期刊行物）についても区別して認識すべきことを示唆している。Joshi [2021] pp.3-4.

7) 例えば、Barns [1937] p.101；Barns [1940] p.370；Sahni [1974] pp.88-91；K. D. Kohli Interview [1989] *Centre for South Asian Studies, University of Cambridge, Digital Audio Archive*, Interview number: 225 (Interview date: 19th Jan, 1989).

8) East India (press). The Indian Press Ordinance 1930, *British Parliamentary Papers* (hereinafter, *BPP*) (1929-1930),

表1 1940年までのインドの出版法（出版に影響する主要な規制法も含む）

1799 Wellesley's Regulations	1913 Criminal Law Amendment Act
1823 Adam Press Regulations	1914 Defence of India Act
1835 Metcalfe's Act	1919 Rowlatt Acts
1857 Indian Press Act	1922 Princes Protection Act
1860 Indian Penal Code	1923 Official Secrets Act
1867 Press and Registration of Books Act	1928 Public Safety Ordinance
1870 Indian Penal Code Amendment	1930 Indian Press Ordinance
1878 Vernacular Press Act	1931 Indian Press (Emergency Powers) Act
1884 Criminal Law Amendment Act	1932 Emergency Special Powers Ordinance
1889 Indian Official Secrets Act	1932 Criminal Law Amendment Act
1898 Indian Penal Code amendment	1932 Foreign Relations Act
1903 Indian Official Secrets Act amendment	1934 Indian States Protection Act
1908 Newspapers (Incitement to Offences) Act	1940 Defence of India Rules
1910 Indian Press Act	

出典：Kaul [2013] p.195 より一部改変（下線は筆者による）。

1930年条例の源流をたどると、1910年のインド出版法（Indian Press Act：以下、1910年法）の時点ではほぼ同様の条文となっている⁹⁾。そもそも1930年条例は、1922年に廃止された1910年法の復活を企図して、治安判事の権限を強化する形で制定された¹⁰⁾。しかしながら、1910年法にはさらに前身法が存在する。表1における1908年の新聞（犯罪扇動）法（Newspapers (Incitement to Offences) Act：以下、1908年新聞法）がそれであるが、この法律は爆発物法（Explosive Substances Act：以下、1908年爆発物法）と同時に制定されている。後述するように、当時のインドではベンガル地方を中心とした各地で爆弾テロが企てられており、そうした爆弾テロを扇動する新聞が多数存在していたため、当初はこれらに対処する目的で爆発物と新聞の規制が始まったのである。

では、この当時、書籍については検閲する必要はなかったのだろうか。当然、書籍にも爆弾テロにかかわるものが存在した。本稿で扱う爆弾マニュアル（bomb manual）がそれである。爆弾マニュアルとは、爆弾を製造・運用するための手引書であり、化学や工学などの専門知識に基づく情報が掲載されていた。以下では、この爆弾マニュアルの存在に依拠しながら、20世紀初頭の英領インドにおける書籍の検閲に関する先行研究を紹介する。

XXIII [Cmd.3578].

9) 1910年法の条文は以下の文献の付録を参照。Barns [1940] pp.442-449.

10) BPP, XXIII [Cmd.3578].

本田毅彦のレビュー¹¹⁾が示す通り、近年の検閲研究の中でも斬新な視点で注目されるものとして、ロバート・ダーントンの研究¹²⁾が挙げられる。ダーントンによると、イギリス帝国は自由主義的帝国主義とインドでの検閲を両立させるために、武力による弾圧に頼るのではなく、法廷において出版物の内容を扇動的なものとして恣意的に解釈することで、帝国統治の正当性を証明しようとした。すなわち、ダーントンは英領インドにおける検閲を法廷解釈と位置付けた。しかしながら、この結論にはいささか疑問が残る。まず、法廷解釈を重視するあまり、誰が出版物を摘発・押収し、法廷闘争へと持ち込んだかという制度的な詳細が明示されていない。また、扱っている出版物も文学作品が中心であり、本稿で重視する爆弾マニュアルの存在は捨象されている。

N・G・バリアー¹³⁾は、新聞・書籍・パンフレット等、英領インドのあらゆる印刷物が発禁指定された過程を、イギリス帝国の官僚機構による検閲制度の整備に着目して分析している。この研究では、20世紀初頭の爆弾テロについてもわずかながら言及があり、発禁指定された印刷物として爆弾マニュアルも取り上げられている。しかし、バリアーは爆弾マニュアルを政治・宗教・詩などの革命や扇動に関する印刷物と同列に扱っている。爆弾製造の手引書である爆弾マニュアルが理工学的な知識を必要とする専門書であることを鑑みると、実用性の観点からこの分類はなじまない。

一方、爆弾マニュアルと扇動的な印刷物とを区別しているのが、ジャナキ・バクレーの研究¹⁴⁾である。バクレーは、20世紀初頭にロンドンやパリで活動していたV・D・サーヴァルカルというインド人革命家に着目し、これらインド人革命家による爆弾マニュアルや武器を利用した物理的な暴力（physical violence）よりも、サーヴァルカルが書いた扇動的な歴史書による修辞学的な暴力（rhetorical violence）の方がイギリス帝国にとっては脅威であったと主張する。また、そうした扇動的な出版物に対して、イギリス帝国は「監視網」（web of surveillance）を張り巡らせ、サーヴァルカルを逮捕し得たという。しかしながら、バクレーはサーヴァルカル逮捕という1事例のみでイギリス帝国の検閲・監視体制を過大評価していると言える。実際には、この「監視網」をすり抜けて、爆弾マニュアルや武器が西洋からインドへもたらされたことを看過している。また、バクレーは、扇動と比べると「物理的な暴力」は逮捕が容易であったと主張するが、当時、犯人を逮捕してもインドで爆弾テロがなくならなかったことに対する回答を提示できていない。

11) 本田 [2015] 79-105 頁。

12) Darnton [2014] pp.87-143. (ダーントン [2023] 91-158 頁。)

13) Barrier [1974].

14) Bakhle [2010].

このように、先行研究はいずれも、革命を呼びかける文学的・政治的な出版物の「扇動」という要素を重視する傾向にあり、爆弾マニュアルも「革命」に関連する出版物としてこれらと一括りにされるか、あるいは軽視されてきた。これに対し、本稿では以下のような分類を新たに設ける。すなわち、革命を呼びかける扇動的出版物を「革命の精神的側面」を担うものとして、一方、爆弾マニュアルを科学的・軍事的出版物と目し、これを「革命の実践的側面」を担うものとして、それぞれ定義する。そのうえで、本研究の目的は、革命の実践的側面を担った科学的・軍事的出版物がインド人革命家によってインドへともたらされた過程、およびイギリス帝国の検閲・監視体制の脆弱性を分析し、英領インドにおいて1910年法制定後も爆弾テロがなくならなかった理由を解明することにある。具体的には、1908年新聞法制定の直接的契機となったマニクトラ爆弾陰謀事件、いくつかの先行研究¹⁵⁾において英領インド外で最も帝国の治安を揺るがしたと評価されるカーゾン・ウィリー暗殺事件、この事件と共通の首謀者によって引き起こされたミントー総督夫妻暗殺未遂事件およびナーシク陰謀事件という4つの事例を検討する。後述するように、これらの事件の背後には常に爆弾マニュアルや爆薬が存在したという共通項もあり、爆弾マニュアルに着目するうえで欠かせない事例といえる。

ところで、バクレーの研究にも登場する「インド人革命家」という存在についてもあらかじめ定義しておきたい。本稿で扱うインド人革命家とは、20世紀初頭に英領インド内外で爆弾テロを遂行していたインドの若い知識人層を指す。後述するように、当時は英領インド内のみならず、諸外国でもインド人による爆弾テロが発生していた。これらのインド人は、19世紀末ボンベイのペスト流行や飢饉、災害、1905年のベンガル分割令等を契機として、イギリスのインド統治やインド国民会議派の穏健的な活動に失望し、暴力的手段を講じる革命家として台頭することとなった¹⁶⁾。

インド人革命家にとっての「革命」とは何を意味したか。各々の革命家で考えは様々であったが、共通する特徴は以下の3点に集約されよう¹⁷⁾。まず1点目として、インド人革命家は体制転換を目標としていた。イギリスの植民地支配から脱却し、国民国家としてのインドを確立することを大局的な目標に掲げていた。すなわち、彼らの思い描いた到達点は、穏健的な国民会議派が目指した自治の獲得ではなく、完全独立であったといえよう。2点目として、この目標を達成するために、彼らは暴力的手段を用いた。主に爆弾や銃を利用

15) Barrier [1974] pp.38-39; Popplewell [1988]; Fischer-Tiné [2016].

16) インド人革命家はインド国民会議派の穏健的な活動がベンガル分割令の発布を招いたと認識している。インド人革命家とインド国民会議派の対立については、Bose [1971] pp.1-6.

17) Bakhle [2010] pp.56-72; Fischer-Tiné [2016] pp.106-110を参考とした。

して、イギリス帝国の要人を暗殺しようと企てた。3点目は、暴力的手段を用いながらも、無政府主義を否定していた。そもそもイギリスによる植民地支配が暴力であり、それに対抗する手段として暴力行為が正当化され得ると彼らは考えていた。

このようなインド人とその行動を指して、「革命家」、「革命」という用語を用いることについては、定義が十分でないという批判も存在する。事実、インド人革命家には右派・左派といった単純な二分法では定義できない多面性があった¹⁸⁾。しかしながら、本稿で扱う「革命家」と呼ばれるインド人たちは、そうした多面性を有しつつも、上記3点の特徴を共有していたことは間違いない。なにより「革命家」自身、自らの行動を「革命」と表現することもあった¹⁹⁾。以上のことから、本稿では先行研究を尊重し、「インド人革命家」という呼称を用いることとする。

2 マニクトラ爆弾陰謀事件

20世紀初頭に英領インドの治安を揺るがした爆弾テロとして、マニクトラ爆弾陰謀事件 (Manicktollah Bomb Conspiracy) が挙げられる。1908年4月30日、2人のインド人青年が、カルカッタのムザッファルプル地区にて走行中の馬車に爆弾を投げ込んだ。標的は当時カルカッタ治安判事を担当していたD・H・キングスフォード (D. H. Kingsford) であったが、実際に爆弾が投げ込まれたのは、キングスフォード判事の同僚弁護士プリングル・ケネディ (Pringle Kennedy) の妻と娘が乗っていた馬車であった。誤爆の末、不幸にもこの2名の女性は命を落とした²⁰⁾。翌5月1日、2人の犯人のうち、クディラム・ボース (Khudiram Bose) という18歳の青年が逮捕された。もう1人の犯人であった19歳の青年プラフッラ・チャキ (Prafulla Chaki) は逮捕寸前に自身の頭を拳銃で撃ちぬいて自殺した²¹⁾。さらに翌2日、首謀者の拠点が8か所に絞込まれ、中でも最有力とされたマニクトラ庭園をインド政庁が捜査したところ、12人の首謀者の逮捕に至った²²⁾。

マニクトラ庭園では、テロ活動にかかわる様々な武器と設備が発見された。リボルバーやライフルを含む銃、爆弾製造のための設備、製造済みの爆弾、そして爆薬であるピクリン酸 (picric acid) などが存在した²³⁾。中でもピクリン酸は、日本では海軍技師の下瀬雅允

18) Maclean and Elam [2013] pp.115-120.

19) Chaturvedi [2013] p.130; Savarkar [2014] (first published in 1909).

20) Ker [1960] (first published in 1917) p.123. なお、Kerはインド政庁犯罪諜報部 (DCI: 後述) に所属していたインド高等文官である。

21) Patel [2008] pp.48-54.

22) Ker [1960] p.126.

23) Ker [1960] p.126.

によって生成された下瀬火薬としても知られ、日露戦争の勝因にもなった²⁴⁾ことから、当時としては主力級の爆薬であったと言える。これらに加え、爆発物や軍事訓練に関する書籍・印刷物も大量に発見されている²⁵⁾。後年のローラット法制定委員会（Sedition Committee）の報告書において、このマニクトラ庭園や、後述のナーシク陰謀事件で押収された書籍のタイトルが一部判明している（表2）。このうち、サンフォード（Sanford）『ニトロ爆発物』とアイスラー（Eissler）『現代爆発物入門』が、本稿で着目する爆弾マニュアルにあたる。いずれも英語で書かれ、19世紀にロンドンで出版された専門書であった²⁶⁾。

表2 インド人革命家たちが所蔵していた爆発物・軍事訓練に関する書籍

著者	タイトル	出版年	タイトル和訳
P. Gerald Sanford	<i>Nitro-Explosives: A Practical Treatise</i>	1896	ニトロ爆発物：実用書
Alfred Hutton	<i>Swordsman: A Manual of Fence and the Defence against an Uncivilised Enemy</i>	1891	剣術士：フェンシングのマニュアルと野蛮な敵に対する護身
Manuel Eissler	<i>A Handbook on Modern Explosives: Being a Practical Treatise on the Manufacture and Application of Dynamite, Gun-Cotton, Nitro-Glycerine, and Other Explosive Compounds, including the Manufacture of Collodion-Cotton</i>	1890	現代爆発物入門：ダイナマイト、綿火薬、ニトログリセリン、その他の爆発性化合物の製造、コロジオン綿の製造を含む実用書
W. T. Stead and I. S. Bloch	<i>Modern Weapons and Modern War: Being an Abridgment of "The War of the Future in Its Technical, Economic and Political Relations"</i>	1900	現代の兵器と現代の戦争：『技術的・経済的・政治的関係における将来の戦争』の要点
記載なし	<i>Mukti Kon Pathe</i>	不明	解放への道
記載なし	<i>Field Exercises</i>	不明	野外演習
記載なし	<i>Rifle Exercise</i>	不明	ライフル演習
記載なし	<i>Manual of Military Engineering</i>	不明	軍事工学マニュアル
記載なし	<i>Infantry Training</i>	不明	歩兵訓練
記載なし	<i>Cavalry Drill</i>	不明	騎兵教練
記載なし	<i>Machine-Gun Training</i>	不明	マシンガン訓練
記載なし	<i>Quick Training for War</i>	不明	戦争のための短期訓練

出典：Sedition Committee [1918] *Report, 1918*, Calcutta, p.102より作成。タイトル和訳は筆者考案。著者とタイトルの両方が判明している4冊については、筆者で文献の実在を確認・参照のうえ、著者のファーストネーム、副題、出版年等を補った。

24) 化学史学会編 [2017] 305頁。

25) Ker [1960] pp.126-127.

26) Sanford [1896]; Eissler [1890].

1909年1月、マニクトラ爆弾陰謀事件の新事実が発覚する。首謀者の一人が、事件の4か月ほど前に、爆弾を仕掛けた書籍をキングスフォード判事宛に郵送したと供述し出した。キングスフォード判事は確かにそれを受け取った記憶があったが、当時は単なる法医学の書籍と認識して自宅に放置していた。自宅の書架にあった当該書を調べてみると、約1,000頁のうち600頁ほどが切り抜かれ、そこにキャドバリー社製のココア缶が鎮座していた。この「本爆弾」はすぐに爆発物検査官によって検査が行われた。ココア缶の中には、真ん中に3本の雷管が入った紙製のシリンダーがあり、その周辺には約1ポンドのピクリン酸が敷き詰められていた。また、ココア缶の蓋には撃針代わりの釘が設置されていた。さらに、ココア缶と本の間には、ネズミ捕りのようなバネ式の仕掛けがあった。すなわち、本を開くと同時にバネ式の仕掛けが作動し、蓋に設置された釘が雷管に打ち付けられ、起爆するという仕組みであった。実際には、約1年間放置されていた影響でバネ式の仕掛けが錆びついていたため、キングスフォード判事が気づいた際には適切に作動しなかった。しかしながら、もし作動していれば家が大破するほどの爆発が生じていたと検査官は結論付けている²⁷⁾。

こうした爆弾テロを遂行していたのは、インド人革命家たちが結成した秘密結社であったと言われている。この秘密結社は、青少年教育のために図書館や体育館を建設するなど、表向きは社会奉仕活動に従事していたが、実態としてはこの図書館・体育館を革命活動の拠点として利用していた²⁸⁾。中でも最も有名だったのが、カルカッタのアヌシラン・サミティ（Anushilan Samiti）という組織であった。アヌシラン・サミティには、マニクトラ爆弾陰謀事件とのつながりを示唆する証拠がいくつも存在したが、インド政庁は確証が得られず、断定を避けていた。なぜならば、当時のベンガル地方には、「サミティ」（ベンガル語で委員会・協会の意）を名乗る秘密結社が多数存在し、頻繁に分離や吸収合併を繰り返していたためである²⁹⁾。すなわち、秘密結社にはインド政庁も全貌を把握し切れないほど複雑な横のつながりがあった。一方、秘密結社は組織外のつながりも利用して巧みに情報収集を行っていた。例えば、苦力の運んでいた荷物から、キングスフォード判事の滞在先を特定するなどしてテロ活動を展開していたのである³⁰⁾。

次節では、これら秘密結社による巧みな爆弾テロに対して、イギリス帝国がいかなる対応を取ったのかを、検閲と監視という2つの側面から検討する。

27) British Library (hereinafter, BL), India Office Records (hereinafter, IOR)/L/PJ/6/928, File 1147 (1909).

28) Bose [1971] pp.9-10.

29) BL, IOR/L/PJ/6/973, File 4289 (1909), fos.4-5, 12-13, 18.

30) *Ibid.*, fos.34, 39-40.

3 イギリス側の対応—検閲と監視—

前述したように、先行研究においてバクレーは、イギリス帝国の検閲・監視制度を万全なものとして過大に評価している。しかしながら、実際には以下に示すように、インド省やインド政庁をはじめとする帝国内の関係各所の対立により、その制度的枠組みは万全とは言い難いものであった。インド人革命家によって科学的・軍事的出版物がインドへと流入することとなった背景を、(1) 検閲および(2) 監視それぞれの限界ないしは脆弱性という観点から見ていこう。

(1) 検閲

マニクトラ爆弾陰謀事件を受けてまずイギリス側が目指したのは、爆弾テロの原因を根絶することであった。具体的には、1908年6月8日、1908年爆発物法と1908年新聞法が制定された。1908年爆発物法は、材料や機械まで含めた爆発物を構成するあらゆる要素を取り締まろうとするものであった。一方、1908年新聞法は、爆弾テロを扇動する新聞のみならず、それを印刷した印刷機までも押収することで、扇動的な新聞を根絶することを狙いとしていた。いずれの法律も適用範囲は英領インド内に限定された³¹⁾。

爆弾マニュアルという爆弾テロに直結する書籍が存在した中で、新聞が検閲対象となった経緯をいま一度詳しく見てみよう。立法議会で挙げられた表向きの理由は、マニクトラ爆弾陰謀事件の首謀者が、爆弾テロを煽る新聞『ユガントル』(*Yugantar*)を発行していたためであった。通常この『ユガントル』は土曜日に発行されていたが、直近では1日早い6月5日金曜日に数千部単位で発行されていた。インド政庁はこの出来事を根拠として新聞規制の緊急性を訴え、十分な議論の時間を設けずに法案を強行採決したのであった³²⁾。

しかしながら、爆弾マニュアルのような書籍が規制されなかった背景を考慮すると、この新聞規制の内実が見えてくる。当時のインド省担当大臣は自由党のジョン・モーリー(John Morley)であり、自由主義の観点から出版物の規制には反対の立場をとっていた。このため、インド現地の惨状に日々追われていたインド総督ミントー(Viceroy Minto)は、出版規制をめぐるモーリーと衝突を繰り返していた。度重なる交渉の末、ミントーはついに限定的な範囲での規制という譲歩をモーリーから引き出すことに成功する。それが、

31) BL, IOR/L/PJ/6/871, File 1934 (1908). なお、爆発物法と新聞法の条文は同史料で確認できるが、これら条文の詳細な検討は本研究の目指すところではないため、本稿では概要のみの言及にとどめる。Barns [1940] pp.442-449にて参照した1910年法も同様である。

32) BL, IOR/L/PJ/6/875, File 2363 (1908), fos.33-43.

検閲対象を出版物の中でも新聞（newspaper）に限るというものであった³³⁾。ただし、モーリーの自由主義の信念も揺らいではいなかった。すなわち、書籍（book）は対象としないこと、また、パンフレットとリーフレットについても書籍との区別が法的に困難であるため検閲対象としないことを条件としたのであった³⁴⁾。

したがって、1908年新聞法の制定は、表向きには「扇動」を危険視して新聞を規制するものであったが、内実としては、モーリーの反対を受けて「新聞しか規制できなかった」と解釈し得る。先行研究が「扇動」という要素を重視してきたのは、この表向きの理由にとらわれた結果と言わざるを得ない。

（2）監視

インド政庁が爆弾マニュアルを規制できなかった理由はもう1つあった。表2からも明らかのように、インド人革命家が所蔵していた爆発物・軍事訓練に関する出版物は、『解放への道』（*Mukti Kon Pathe*）と題された1冊を除き、そのほとんどが英語のタイトルである。つまり、これらは英領インドで出版されたのではなく、海外からインドへと流入してきたものであった。既述のように、サンフォードとアイスラーによる2つの爆弾マニュアルがロンドンで出版されていたこともそれを裏付けている。前述したように、2つの1908年法の適用範囲はどちらも英領インド内に限定されていたため、仮に書籍の検閲が認められていたとしても、これらの出版物は検閲対象とはなり得ない。また、インド政庁は、インドにおける爆弾テロの遂行者が「下層犯罪者階級」（*lower criminal classes*）ではなく、知識人であると認識していた³⁵⁾。すなわち、爆弾マニュアルなどの科学的・軍事的出版物は、海外に留学したインド人革命家からもたらされていたのである。事実、同時期にロンドン、パリ、ベルリン、ニューヨークなどでもインド人による爆弾テロや刺傷事件が定期的に生じていた³⁶⁾。英領インド外的事象は当然インド政庁の管轄外であり、こうした海外のインド人革命家の活動を監視するには、スコットランド・ヤード（ロンドン警視庁）やインド省の協力が不可欠であった。以下では、海外のインド人革命家を監視するにあたって、スコットランド・ヤード、インド省、インド政庁それぞれが果たした役割を見ていく。

33) Barrier [1974] pp.28-30.

34) Morley to Minto, May 28, 1908, BL, Mss Eur D573/3.

35) BL, IOR/L/PJ/6/875, File 2363 (1908), f.14. なお、英領インドでは1871年以降、犯罪部族法（*Criminal Tribes Act*）という法律が施行されており、これに基づいてイギリスは一部の各部族を犯罪者階級（*criminal classes*）として区分していた。Kennedy [1907].

36) Morley to Minto, June 4, 1908, BL, Mss Eur D573/3.

①スコットランド・ヤード

ロンドンにおけるインド人の監視を担当したのは、スコットランド・ヤードの特別支部（Special Branch）という部署であった。特別支部は1880年代、アイルランドのフィーニアンによるダイナマイト・キャンペーンで活動実績があった。しかし、その構成員は1890年代の時点で79人から25人にまで縮小されていた。また、特別支部はロンドンの管轄権を強く主張し、インド省やインド政庁といった他組織との協働を拒否しただけでなく、イギリスの他の地域や大陸欧州の諸都市についても直接対処しない態度を示した³⁷⁾。

ところで、当時ロンドンにおいてインド人革命家は、北部のハイゲイト地区にあったインディア・ハウスという邸宅を活動拠点としていた（図1）。インディア・ハウスは、19世紀末にロンドンで弁護士資格を取得したシャムジー・クリシュナ・ヴァルマー（Shyamji Krishna Varma）という人物によって1905年に開設された。インド人革命家たちのための宿舎や訓練所として機能していたが、その他にも政治家、留学生、出稼ぎ労働者など、様々な身分のインド人が訪問・滞在した。クリシュナ・ヴァルマーはインディア・ハウスの開設とほぼ同時期に、『インディアン・ソシオロジスト』（*Indian Sociologist*）という扇動的な雑誌を創刊している。この雑誌は1907年頃からインド省の監視対象となっていた³⁸⁾。また、インディア・ハウスでは、ロンドン大学の化学科に通うインド人学生が爆弾製造についての講義を行い³⁹⁾、後述のように爆弾マニュアルも大量に印刷されていた。

図1 旧インディア・ハウス外観



65 Cromwell Avenue, Highgate, North London. 筆者撮影（2025年8月11日）。ブルー・ブランクにはサーヴァルカルの名前が刻まれている。

37) Popplewell [1988] p.57.

38) Bose [1971] pp.13-17; Barrier [1974] p.37.

39) Sedition Committee [1918] *Report, 1918*, Calcutta, p.8; Bose [1971] p.21.

特別支部によるインド人の監視も1907年頃から本格化した。その成果の1つとして、インディア・ハウスへの密偵行為により、クリシュナ・ヴァルマーをパリへと亡命させたことが挙げられている⁴⁰⁾。しかしながら、クリシュナ・ヴァルマーの亡命はインディア・ハウスで内部抗争があったことも影響していた⁴¹⁾。実際、この抗争を勝ち抜き新しくリーダーの地位に就いたサーヴァルカルは、インディア・ハウス内の信頼できる者だけを集めた組織を結成し、巧妙なスパイ対策を講じた。このため、特別支部は新しい体制のインディア・ハウスに関して、十分な情報を確保できなくなった⁴²⁾。その結果、スコットランド・ヤード本部やモーリーは、特別支部の活動に対して以下のように厳しい評価を下した。

2日前、私は内務省およびスコットランド・ヤードの専門家と話しました。彼らは、仮にインド人の陰謀家なる者が存在したとしても、彼らの部下（特別支部）は全く役に立たないと指摘しました。彼ら（特別支部）はヒンドゥー教徒とムスリム、あるいはヴァルマーとヴェルマー（という姓の綴り）の違いを区別する手段を一切持っていません。彼ら（特別支部）はインドの秘密結社や武器取引、特定のパンフレットの発行に関する情報の収集には全く不適格です。⁴³⁾

以上のように、特別支部によるロンドンにおけるインド人の監視は十分に機能していたとは言い難い。事実、インド省およびインド政庁による非難の矛先は、次第に特別支部のみならず、スコットランド・ヤード長官のエドワード・ヘンリー（Sir Edward Henry）にまで及んだ⁴⁴⁾。

②インド省

スコットランド・ヤードを辛辣に非難していたインド省は、ロンドンのインド人監視においてどのような役割を果たしたのだろうか。まず、英領インドにおける出版物の検閲に反対していたモーリーは、ロンドンにおけるインド人の監視についても消極的であった。インド省はあくまでも相談役であるべきとして、監視における主導的な役割を忌避したの

40) Popplewell [1988] p.59.

41) Bose [1971] pp.22-23, 26-27.

42) Popplewell [1988] p.60.

43) Morley to Minto, June 4, 1908, BL, Mss Eur D573/3. 括弧内は筆者による補足。「ヴァルマーとヴェルマー」については、特別支部がクリシュナ・ヴァルマーの姓の綴りに無関心であったことを示している。後述のカーゾン・ウィリー暗殺事件の裁判記録において、クリシュナ・ヴァルマーの綴りはクリシャン・ヴェルマー（Krishan Verma）などの表記揺れが多々見られる。Waraich and Puri [2003].

44) Popplewell [1988] p.62.

である⁴⁵⁾。一方で、インド省の官僚の中には、爆弾テロに備えてモーリーの警護の必要性を訴える者もいた。しかし、モーリーはそれすらも不要と切り捨て、地下鉄での登退庁を辞めなかった。結局、インド省の官僚たちはモーリーの命令を無視して独自にスコットランド・ヤードに協力を要請し、登退庁時のモーリーを尾行した⁴⁶⁾。また、インド省の官僚たちは、前述のように『インディアン・ソシオロジスト』の内容を監視するなど、諜報活動にも独自に着手した。しかしながら、インド政庁から言わせれば、彼らから報告される情報はさして有益ではなかったようである⁴⁷⁾。

なぜモーリーはこれほどまでに検閲や監視を嫌ったのか。その要因の1つとして、当時のイギリス本国の議会情勢が挙げられる。この時期のモーリーの最大の関心は、インド参事会法（Indian Councils Act）、すなわち後のモーリー＝ミントー改革を制定し、インドに限定的な自治を付与することであった。当時のイギリス議会は、下院こそ1906年選挙で自由党が670議席中399議席と過半数を占めた⁴⁸⁾が、同年の上院の議席数は自由党98議席（17%）に対して保守党354議席（59%）であった。また、1880年代のアイルランド自治法案に反対して自由党から分派し、保守党と共闘関係にあった自由統一党も当時107議席（18%）を占めていたことを考慮すると、上院は保守党勢力が圧倒的優勢にあった⁴⁹⁾。こうした状況において、イギリス本国内でインド人の監視を行うとすると、インドに限定的ながらも自治を認めるというインド参事会法への上院からの反対は避けられない。つまり、インド人の監視はインド参事会法を成立させるうえで明らかに悪手であった。

③インド政庁

海外におけるインド人の監視は本来、インド政庁の管轄外であったが、上記スコットランド・ヤード、インド省による監視の実態を受けて、インド政庁もロンドンでのインド人監視に関与していくこととなる。まず、インド政庁の諜報組織について整理しよう。インド政庁には大きく分けて2つの諜報組織が存在した。すなわち、中央政府（Government of India）の犯罪諜報部（Department of Criminal Intelligence：以下、DCI）と、各地方政府の犯罪捜査部（Criminal Investigation Department：以下、CID）である。中央政府が運営するDCIの機能は、各地方政府が運営するCIDから受け取った情報を照合するのみで、自ら情報収集することはなかった。一方、CIDは検閲・監視を含む各地の犯罪捜査の実務を担っていた。したがって、DCIはCIDを差し置いて独自に検閲・監視実務を行うことができず、

45) Morley to Minto, June 4, 1908, BL, Mss Eur D573/3.

46) Popplewell [1988] pp.58-59, 62.

47) Barrier [1974] p.37.

48) ミッチェル [1995] 796頁。

49) 坂井 [1967] 174頁; Adonis [1993] p.20; Popplewell [1988] p.59.

この意味でCIDの方が強い権限を有していた。諜報機能の中央集権化が未達ともいえるこの状況は1910年まで続くこととなる⁵⁰⁾が、この構造が後述のナーシク陰謀事件の原因となる。

スコットランド・ヤードとインド省の拙劣な監視に業を煮やしたインド政庁DCIは、1908年頃にロンドンへと独自のスパイを派遣した。このスパイは1年以上の活動の末、インディア・ハウスに出入りするインド人の信頼を得ることに成功する。インディア・ハウスが殉教教育や射撃訓練を行っているといった有益な情報がDCIに集まり始めたのは、1909年に入ってからのものであった。しかし、DCIはこのスパイの存在をスコットランド・ヤードには決して共有しなかった⁵¹⁾。前述のように、スコットランド・ヤードがロンドンの管轄権を強く主張したためである。

このように、ロンドンにおけるインド人の監視は、スコットランド・ヤード、インド省、インド政庁で足並みが揃っておらず、得られた情報は各機関に分散し、体系化されなかった。すなわち、海外から流入してくる爆弾マニュアルなどの科学的・軍事的出版物を検閲する機能は整備されていなかったのである。このため、ロンドン以外の欧州の諸都市におけるインド人の監視もまたともに着手されなかった。ミントー総督がこの事態を「イギリス全体の統治機構の責任」と捉え、帝国レベルで諜報機能を整備し始めるのは、次節で紹介するカーゾン・ウィリー（Curzon Wylie）暗殺事件が起きた後のことであった⁵²⁾。

4 カーゾン・ウィリー暗殺事件とその影響

(1) カーゾン・ウィリー暗殺事件

1909年7月1日、インペリアル・カレッジ・ロンドンに併設されていた帝国研究所（Imperial Institute）にて、インド省高官のカーゾン・ウィリーがインド人留学生マダン・ラール・ディングラー（Madan Lal Dhirga）によって射殺された。直後、救護のために駆け寄ったパールシー教徒の医師カーワス・ラールカーカー（Cawas Lalca）も巻き添えとなり命を落とした。ウィリーはインド政庁で要職を歴任した後、1901年にインド省入省、モーリーの副官（aide-de-camp）を務めていた⁵³⁾。犯人のディングラーはパンジャブ州アムリットサル富裕層出身で、西洋式の教育を受け、1906年からロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジの工学部に留学していた⁵⁴⁾。ディングラーの家族はミントー総督やウィ

50) Barrier [1974] pp.16-65; Popplewell [1988] p.58.

51) Popplewell [1988] p.61.

52) Popplewell [1988] pp.62, 66-68.

53) Wraich and Puri [2003] p.47; Fischer-Tiné [2016] pp.110-111.

54) Wraich and Puri [2003] Transcript of Exhibit No.21; Fischer-Tiné [2016] p.111.

リーとも面識があり、イギリス帝国に忠誠を誓う帝国臣民一家であった⁵⁵⁾。しかし、ディングラは留学のための渡英道中で人種差別を経験したことにより、植民地主義に強い憎悪を抱き、インディア・ハウスへと出入りするようになった⁵⁶⁾。

ディングラが自身の家族と親しかったはずのウィリーを標的とした理由は主に2つある。まず、ウィリーはかねてよりインド人の監視に関与していた⁵⁷⁾。それだけでなく、インディア・ハウスとは無縁のインド人を集めて、イギリスに忠実な人物とするための組織を結成することを計画していた。そして、その組織の祝賀会が帝国研究所で開催されたときに、ディングラは暗殺を決行したのである⁵⁸⁾。ウィリーは1907年時点で、インド省の同僚リー・ワーナー（Lee Warner）とともに、『インディアン・ソシオロジスト』において名指しで敵視されていた。また、この事件の約1か月前に、インディア・ハウスのメンバーがロンドンのいくつかの射撃場で射撃訓練を行っていることや、サーヴァルカルが流刑に処された兄のために復讐を誓ったことが、DCIのスパイから報告されていた。こうした予兆があったにもかかわらず、誰もウィリーの暗殺計画を察知することができず、この祝賀会は警備が手薄なまま開催されたのだった⁵⁹⁾。

（2）ウィリー暗殺後のイギリス側の対応

①『インディアン・ソシオロジスト』の起訴

ウィリー暗殺から6日後、ミントーはモーリーに対して以下のように訴えた。

インディア・ハウスは繁栄を続けており、『インディアン・ソシオロジスト』やインドマンの『ジャスティス』の出版もいままで通り許可されたままで、不法行為を根絶するための措置は何ら講じられていません。いわゆる自由への過剰な崇拜が、イギリス民衆に厳しい現実を直視させなくしているのではないかと危惧しています。今回の教訓は残酷ではありますが、無駄にならないことを願うばかりです。⁶⁰⁾

これを受けて、事件直後は起訴に消極的であったモーリーも、8月になると『インディアン・ソシオロジスト』の起訴を許可するに至った。バリアーはこのことを、モーリーお

55) Minto to Morley, July 7, 1909, BL, Mss Eur D573/21.

56) Tickel [2012] p.136.

57) Barrier [1974] p.37.

58) Waraich and Puri [2003] pp.45-49; Fischer-Tiné [2016] p.111.

59) Popplewell [1988] pp.61-62.

60) Minto to Morley, July 7, 1909, BL, Mss Eur D573/21.

よびインド省の出版規制に対する方針の変化と捉えている⁶¹⁾。しかしながら、モーリーの書簡を精査してみると、この動きは一時的な見せしめとしての意味合いが強かったと言える。まず、モーリーは同誌を「起訴されて当然」としながらも、「それが大きな変化をもたらすとは思わない」として、この起訴自体にはさほど意義を見出していない。あくまでも「政府の面子を保つ」ための起訴という認識だった。その証拠に、自身の副官が暗殺されたにもかかわらず、起訴はインド省から行うのではなく、内務省に任せる態度を堅持した。また、「未だ出版の自由は強力な合言葉（shibboleth）であり、そうであるべき」と宣言している⁶²⁾。むしろモーリーは、犯人のディングラーにいかにかい重罰を与えるかに執心していた。非公開で裁判を行い、ディングラーを絞首刑に処すことをたびたび望んでいたのである⁶³⁾。その後、モーリーの要求通りディングラーには死刑判決が言い渡された⁶⁴⁾。

モーリーはこの結果にたいそう満足したようだったが、ディングラーの死は欧州のインド人の活動を活発化させることにも寄与した。8月18日、サーヴァルカルはアイルランド人の協力者を通じて、英『デイリー・ニューズ』紙（*The Daily News*）にディングラーの遺言を掲載させた。遺言によると、ディングラーは刺し違える覚悟で犯行に及んでいた。この遺言に刺激を受けたインディア・ハウスの面々は、1909年11月に『マダンズ・タルワール（マダンの剣）』（*Madan's Talwar*）というディングラーの名前を冠した扇動的な雑誌を創刊し、編集部をパリに構え、パリやベルリンで頒布した。同時期、『バンデ・マタラム』（*Bande Mataram*）という雑誌も創刊されている。この雑誌も、イギリスによる監視を逃れるために、企画はロンドン、編集はパリ、印刷はジュネーヴと、国際的な分業体制を構築して発行された⁶⁵⁾。次項で述べるように、ウィリー暗殺によりロンドンにおけるインド人の監視は強化されることとなるが、インド人革命家たちはディングラーの殉教を糧として、イギリス側の思惑を超えて国際的なネットワークを拡大したのである。

②監視の強化

ウィリー暗殺後のイギリス側のもう1つの施策は、ロンドンにおけるインド人の監視を強化することであった。1909年8月、インド省、スコットランド・ヤード、インド政庁は初の三方合意に基づいてDCIからベンガル人スパイをロンドンに派遣することに決めた。このスパイはスクサガル・ドゥット（Suksagar Dutt）という偽名を名乗り、本名はサジャニ・ランジャン・バネルジー（Sajani Ranjan Banerjea）といった。ドゥットは同年10月か

61) Barrier [1974] pp.38-39.

62) Morley to Minto, July 2; August 26, 1909, BL, Mss Eur D573/4.

63) Morley to Minto, July 20; July 29, 1909, BL, Mss Eur D573/4.

64) Waraich and Puri [2003] pp.67-84.

65) Bose [1971] pp.26-28.

ら1913年6月までの間、表向きはグレイ法曹院（Gray's Inn）で弁護士資格の取得を目指しながら、インド人留学生を監視することとなっていたが、本人の希望でインペリアル・カレッジ・ロンドン（Imperial College London：以下、ICL）の理学部にも通うこととなった。理学部は過激派のインド人留学生の間で人気があり、インド人との交流機会を増やせると考えたためである⁶⁶⁾。すなわち、インド人留学生が科学的専門知識を海外の大学で学び、爆弾の製法などの軍事情報をインドへと伝えていたのである。爆弾マニュアルのような出版物も、そうした軍事情報の一形態であった。

ドゥットは1912年11月の時点で弁護士資格取得の目処が立つが、鉱山工学を専攻していたICLについては1910年7月25日の時点で退学している。弁護士資格取得という表向きの目標を達成した状態で1913年6月の任期満了までロンドンに残り続けると、監視対象である周りのインド人留学生に怪しまれる恐れもあった。そこで彼は、ICLを中途退学したことにより浮いた学費を使って、ロンドンの弁護士事務所に入所することを望んだ。実務経験を積んで、インド帰国後の自身のキャリアに役立てたいという意図もあったようである。彼のスパイとしての働きぶりは、インド省、スコットランド・ヤードからも高く評価されていたため、結局1913年12月まで雇用契約が延長された⁶⁷⁾。

ウィリー暗殺後の監視の強化の様子は、後に『狐になった奥様』（*Lady into Fox*）などでベストセラー作家となるデイヴィッド・ガーネットの回顧からも伺える。当時17歳だったガーネットは、大学進学を控えて通っていたチュートリアル・カレッジの理科系の授業でインド人留学生と知り合い、インディア・ハウスを訪れたことがあった。ガーネットによると、ウィリー暗殺後、インディア・ハウスは封鎖され、住人たちは散り散りになりながらも、各々の下宿先はスコットランド・ヤードによって監視された⁶⁸⁾。

また、バクレーによると、ウィリー暗殺の前後、インディア・ハウスにはドゥットのようなインド人スパイが他にも2人潜伏していたという。そのうちの1人H・C・コーレーガオーンカル（H. C. Koregaonkar）は、サーヴァルカルのインド大反乱に関する著作⁶⁹⁾を英語に翻訳する役目を担ったが、その頒布計画をインド省に密告した⁷⁰⁾。

バクレーは、こうしたスパイによる監視に加え、ボンベイ州政府の主導により海上関税法（Sea Customs Act）を改正したことによって、サーヴァルカルの著作の世界的な拡散を抑制し、サーヴァルカルを逮捕し得たことから、イギリス帝国は1909年時点でイギリス、

66) BL, IOR/L/PS/67 (1909), fos.31-34, 99.

67) *Ibid.*, fos.8-9, 13, 17-25, 49, 79, 81.

68) Garnett [1954] (first published in 1953) pp.136-151.

69) Savarkar [2014] (first published in 1909).

70) Bakhle [2010] pp.59-63.

欧州、インドに及ぶ「監視網」を張り巡らせていたと主張している⁷¹⁾。しかしながら、海上関税法はバクレーも認める通り、その効果は限定的であった。「サーヴァルカルの著作」など、あらかじめ指定された出版物を押収する分には機能したが、あらゆる出版物を対象とする場合、現場の税関職員が「扇動的」な出版物であるか否かを客観的に判断することは不可能だったのである⁷²⁾。なにより、1909年末にはインディア・ハウスがかかわる暗殺事件がインド現地で発生する。次節では、バクレーのいう「監視網」をすり抜けて銃や爆弾の製法がインドへもたらされた事例を紹介し、インドで爆弾テロや暗殺事件がなくならなかったことに対する回答を提示する。

5 ミントー総督夫妻暗殺未遂事件とナーシク陰謀事件

(1) ミントー総督夫妻暗殺未遂事件

1909年11月13日、ミントー総督夫妻がアフマダーバードを周遊していた際に、彼らの馬車めがけて2発の爆弾が投擲された。爆弾は2発とも護衛に当たったが、幸いにも不発であった。ただし、うち1発は近くにいた清掃員が拾い上げ、興味本位で近くの貨車に投げつけたところ爆発し、重傷を負った。犯人は逃走し行方をくらましたが、後日逮捕された。爆発物検査官と化学分析官はこの爆弾の構造を以下のように報告している。外殻はココナツの実であり、中にはピクリン酸、塩素酸カリウム (chlorate of potash)、粉末状のガラス、多数の鉄片が敷き詰められ、中心に硫酸入りのガラス管が埋め込まれていた。投げつけた衝撃で中心のガラス管が割れ、放出した硫酸が周りの物質と反応して爆発するという仕組みであった。中心のガラス管を割れやすくするために鉛玉を入れることもあるが、今回はそれが入っていなかったため、衝撃不足で不発に終わった⁷³⁾。

インド現地の各紙はこの爆弾を爆竹程度のものと報じ、また、ミントー自身も「この事件に政治的な重要性はない」と軽視する態度を取った。しかしながら、専門家は、この爆弾の製造にはインド現地の花火業者が知り得ないような高度な爆発物に関する専門知識が必要である、と警鐘を鳴らした。まず、ピクリン酸と塩素酸カリウムは混合するとピクリン酸カリウム (picrate of potassium) という高感度の爆薬となる⁷⁴⁾。塩素酸カリウムはマッチの頭薬の主成分であり、粉末状のガラスが側薬⁷⁵⁾としての役割を担ったと考えられる。また、鉄片は殺傷能力を高める意図もあったと思われるが、ピクリン酸は金属と反応する

71) Bakhle [2010] pp.60-64.

72) Bakhle [2010] p.63.

73) BL, IOR/L/PJ/6/975, File 4487 (1909), fos.4-5, 9-10.

74) *Ibid.*, fos.5, 9, 13.

75) 化学史学会編 [2017] 666頁。

ことでも感度が高まる性質を持つ⁷⁶⁾。つまり、ミントー総督夫妻めがけて投擲された爆弾は、長期間の安定的な保存が不可能であり、犯行直前にしか製造できない、極めて精密な扱いを要するものであった。この事件は、高度な科学的専門知識に基づく爆弾の製法が西洋からインドに伝わり、革命家たちの間で共有されていたことを物語っている。

（2）ナーシク陰謀事件（Nasik Conspiracy）

ミントー総督夫妻に爆弾を投擲した実行犯は逮捕されたものの、首謀者の存在については1か月以上経っても特定されなかった。そのような状況で、同年12月21日、ナーシク地方判事のA・M・T・ジャクソン（A. M. T. Jackson）が暗殺された。ジャクソン判事のボンベイへの栄転を祝う送別会の場で、18歳のインド人学生によって射殺されたのだった。犯人はその場で取り押さえられたものの、組織的な計画については否定し、個人的な犯行である旨をひたすら繰り返すのみで、決して口を割らなかった⁷⁷⁾。

翌22日、警察は鉄道の運行を制限したうえで捜査を行い、ナーシク・ロード駅で自身の身元を十分に説明できない2人組を逮捕した。この2人への尋問により、インド人革命家による秘密結社の関与が確信へと変わる。1910年1月6日には、犯人の所持していた銃について捜査を進めたところ、この銃はベルギー製で、パリの販売店を通じて流通していることがわかった⁷⁸⁾。これらの情報により、1週間足らずで銃の密輸犯が特定された。

銃を密輸したのは、チャッターブジ・アミン（Chutterbhuji Amin）といい、1907年に洋裁師としてロンドンに渡ったいわゆる苦力の青年であった。チャッターブジによると、特に紹介状も計画もなく、生計を立てるために兄弟とともに渡英したという。当初、ロンドンの中でも繊維業で栄えていたオルダーマンベリー（Aldermanbury）という街で働いていたが、やがて解雇されると、雇い主の勧めでインディア・ハウスへ行くこととなった。インディア・ハウスでは料理人として住み込みで働いたが、サーヴァルカルの指示で印刷作業にも従事した。あるとき、チャッターブジはこの印刷物が爆弾マニュアルの一部であることに気づく。製本された爆弾マニュアルは、約20ページからなり、計160冊存在した。以後、サーヴァルカルから郵送による印刷物の密輸を頻繁に指示されるようになり、仕舞いには脅される形で秘密結社へと入信させられた⁷⁹⁾。

1909年2月、拳銃20丁をインドへと密輸するよう指示される。ジャクソン判事の暗殺

76) 化学史学会編 [2017] 305頁; Matsukawa, et al [2002].

77) BL, IOR/L/PJ/6/978, File 4762 (1909-1910), fos.15-18, 32.

78) *Ibid.*, fos.15-16, 24.

79) *Ibid.*, fos.6-7.

に用いられた銃である。従わざるを得ないチャッタルブジは、拳銃の入った小包をトランクの底に隠し、その上に洋裁に関する本を乗せ、イタリアの汽船でインドへと向かった。3月にボンベイに到着し、目的の人物に銃を届けると、今度は爆薬用の酸（acid）を入手するよう頼まれた。しかし、チャッタルブジはもう二度と危険な仕事に手を出すつもりはないと断った。その後も、コーレーガオンカルがイギリスから帰国するため会いに行くよう言われたが、これも拒否し、秘密結社から足を洗った⁸⁰⁾。

このチャッタルブジによる銃の密輸は、実はインド政庁DCIが事前に情報を察知していた。しかし、ボンベイ政府CIDは、DCIからこの報告を受けたにもかかわらず、チャッタルブジを監視しなかった⁸¹⁾。前述したように、インドにおける監視実務は中央DCIよりも地方CIDの方が強い権限を有しており、チャッタルブジのような苦力はボンベイ政府CIDには重要な監視対象とはみなされなかったのである。

また、チャッタルブジの捜査後、プーナにあった別の共謀者の自宅から爆薬が発見されている。押収されたのは、1ポンド超のピクリン酸と、2オンス超の雷酸水銀（fulminate of mercury）であった⁸²⁾。雷酸水銀はピクリン酸以上に長期保存に向かない超高感度の爆薬である。わずかな刺激でも爆発するため、起爆薬としての用途が主であるが、ミントー総督夫妻暗殺未遂事件の際に、爆発物検査官も警鐘を鳴らしていた物質であった⁸³⁾。すなわち、事件を重ねるごとに、インド人革命家たちの爆発物に関する専門知識も深化していったことがわかる。インド人革命家たちは、チャッタルブジのような苦力も巻き込むことで、イギリス帝国の「監視網」をすり抜ける軍事情報ネットワークを形成し、科学的・軍事的出版物や武器を西洋から祖国インドへともたらしたのであった。

6 1910年法の制定

ナーシク陰謀事件は現状のインドにおける検閲・監視システムの限界を露呈させた。自身の暗殺未遂事件を軽視していたミントー総督も、改めて危機感を募らせることとなり、出版規制に関する新たな法律の制定を急ぐこととなった。このような経緯で、1910年2月8日に制定されたのが、1910年法である。条文には、1908年新聞法では見送られた書籍（book）と郵便物が摘発対象として加えられた。ただし、税関や郵便局が押収できる郵便物は、封のされていないものに限定された⁸⁴⁾。

80) *Ibid.*, fos.8-9.

81) Popplewell [1988] p.64.

82) BL, IOR/L/PJ/6/978, File 4762 (1909-1910), f.20.

83) BL, IOR/L/PJ/6/975, File 4487 (1909), f.5.

84) Barrier [1974] pp.46-48.

第一種郵便（first-class mail）、すなわち封のされた郵便物に関しては、かつてインド政庁が扇動的な印刷物を探す目的で、自由党議員からの私信を許可なく開封したために、改ざんが疑われたという騒動があった。第一種郵便のプライバシーの担保は19世紀から続くイギリスの伝統であり、神聖なものと考えられていたのである。また、1907年頃までは、扇動的な印刷物は封のされていない、中身を識別可能な形でインドへと送付されていたということも背景にあった。しかし、それ以降は税関による取り締まりが強化されたことを受け、インド人革命家側も中身が確認できないように様々な対策を取った。封をして送るのみならず、扇動的な印刷物を無害な雑誌や自己啓発本の中に投げ入れたり、『オリヴァー・ツイスト』などの著名なタイトルの本の中に縫い付けたりしたのである⁸⁵⁾。したがって、郵便物の摘発対象を封のされていないものに限定したのは、危険書の流入を阻止するという観点からはあまり意味をなさなかったと言える。

しかしながら、書籍の検閲に反対していたモーリーからの承認があって、1910年法が制定に至ったということも事実である。ミントーはモーリーをいかにして説得したのか。実はモーリーは、インドにおける政治的犯罪者の国外追放についても人道的な観点から問題視していた。アイルランド担当大臣を歴任していたモーリーは、かつてアイルランドで土地戦争を鎮圧するために施行された強圧法（通称フォースター法：Forster's Act）を強く嫌悪し、かねてよりミントーに対して国外追放者の釈放を求めている⁸⁶⁾。また、1910年法制定の直前には、「インドが平和になり、暗殺組織が一掃され、出版物が落ち着き敬虔になったと確信したら、国外追放者を釈放するつもりである」というミントーの過去の発言を、「橋をかけず、川が流れ去るのを待っているイソップ寓話の農夫のようだ」と皮肉り、圧力をかけていた⁸⁷⁾。ミントーは1910年法の制定を決めると、すぐさま国外追放者の釈放を発表した⁸⁸⁾。国外追放者の釈放を代償として、モーリーから1910年法制定の承認を得たのである。

1910年法が制定されても、インドで爆弾テロは相次いだ。例えば、1912年12月にはハーディング総督がデリーで爆弾を投げつけられ、重傷を負った。翌13年11月にはカルカッタのラジャバザル地区で爆弾テロが起きている⁸⁹⁾。爆弾の製法はインド現地の秘密結社間で共有され続けたと考えられ、爆弾テロの根絶という当初の目標は果たされなかったの

85) Barrier [1974] pp.25-26, 39-41.

86) Morley to Minto, August 20; August 26, 1909, BL, Mss Eur D573/4.

87) Morley to Minto, January 27, 1910, BL, Mss Eur D573/4.

88) Telegrams from Minto to Morley, February 5, 1910, BL, Mss Eur D573/29B; Minto to Morley, February 9, 1910, BL, Mss Eur D573/23.

89) Guha [1971] pp.179-186.

ある。

7 おわりに

本稿では、爆弾マニュアルを中心に据え、イギリス帝国の検閲とインド人革命家の軍事情報の伝播という攻防を分析した。ここまで議論してきたことは以下4点の主張に集約される。

1点目は、出版物に掲載されている情報も武器となり得るということである。マニクトラ庭園には大量の軍事的出版物が存在し、そのうちの1つとして爆弾マニュアルがあった。従来の研究は「扇動」という革命の精神的側面のみに注目したために、爆弾マニュアルは「革命」に関する出版物として扇動的な出版物と同一視されるか、あるいは扇動的な出版物よりも重要性が低いものとして軽視されてきた。本稿では、爆弾マニュアルを革命の実践的側面を担う科学的・軍事的出版物とみなすことで、インド人革命家を逮捕しても爆弾テロがなくならなかった理由を検証してきた。マニクトラ爆弾陰謀事件とミントー総督夫妻暗殺未遂事件では、インド人革命家によって自作された爆弾が使われた。カーゾン・ウィリー暗殺事件とナーシク陰謀事件は銃殺であったが、事件の背後には常に爆弾マニュアルや爆薬があり、銃殺が失敗した際の「二の矢」としての爆弾が存在していたことは明らかである。インド人革命家による暗殺計画を支えていたのは、爆弾マニュアルのような軍事情報であった。

2点目は、インド人革命家によって軍事情報の国際移転が行われたということである。革命を実践するうえで、爆弾の製法などの軍事情報および専門知識は、海外へと留学したインド人学生が理工系の学部で学び、出版物の形でインドへと伝播させていた。特にロンドンでは、インディア・ハウスを拠点として武器の調達のみならず、爆弾マニュアルの印刷も行われていた。扇動的な印刷物や武器と併せて、軍事情報や専門知識もインドへと密輸され、国際的に移転されたことに留意すべきである。そして、これら西洋からもたらされた軍事情報により、爆弾の製法についての専門知識は事件を重ねるごとに深化していくこととなった。1910年法制定後もインドの各地で爆弾テロが絶えず生じたことを鑑みると、インドへと流入した爆弾の製法は、複雑な横のつながりを有していた秘密結社間で共有され続けた可能性が高い。

ただし、本稿は秘密結社間の横のつながりについて、厳密には実証し得たとは言えない。インド人革命家による秘密結社は19世紀末のボンベイを起源とし、世紀転換期には

ベンガル地方にまで勢力を広げた⁹⁰⁾が、本稿でも描写してきたように、彼らはインド内外の広範囲で活発に活動していたことから、先行研究においても体系的に明らかにされているとは言い難い。インド人革命家が形成したインド現地および海外における秘密結社間のつながりについて、その全貌を解明するには、各地に残された史料に依拠しながら、彼らの動向を丹念に整理していく必要がある。今後の課題としたい。

3点目として、こうした軍事情報の国際移転を可能にしたのが、イギリス帝国の「監視網」に対するインド人革命家の軍事情報ネットワークである。海外へと留学したインド人革命家たちは、自らと同じ知識人層だけでなく、苦力なども巻き込んで軍事情報をインドへと移転させることに成功した。革命を牽引していたインド人留学生たちがイギリス帝国の監視下にあった一方で、チャッタルブジのような苦力は重要な監視対象とはみなされなかった。すなわち、苦力がイギリス帝国の「監視網」をすり抜けるうえで重要な役割を果たしたのである。革命に関与したのは、扇動された者たちだけではなく、チャッタルブジのように脅迫されて関与を余儀なくされた者も存在した。この意味で、「扇動」に重きを置きすぎることは、歴史の実態に即しているとは言い難い。

4点目として、そもそもイギリス帝国の検閲・監視システムに脆弱性があったことが挙げられる。検閲に関しては、インド省担当大臣モーリーの自由主義的信条により、当初規制できたのは新聞のみであった。また、対象範囲も英領インド内に限定されたため、海外から流入してくる爆弾マニュアルなどの軍事的出版物には対処できなかった。1910年法が制定されると、書籍および郵便物も摘発対象として認められたが、郵便物は第一種郵便を神聖視するイギリスの伝統により、封のされていないものに限定された。危険書の流入を阻むために行われた海外のインド人の監視については、スコットランド・ヤード、インド省、インド政庁で足並みが揃わず、各々独自の立場で行動したため、体系的な情報収集がなされなかった。また、インド政庁DCIと地方政府CIDの間では中央集権化が未達であったために、チャッタルブジのような苦力を利用した武器の密輸を取りこぼす結果となった。スコットランド・ヤード、インド省、インド政庁の三方合意によるスパイをロンドンに派遣した頃には、すでにインド現地の秘密結社間で爆弾の製法などの軍事情報・専門知識が共有されていたことから、遅きに失したと言わざるを得ない。

ただし、本稿では出版規制やインド人の監視に消極的であったモーリーの自由主義的信条について、詳細に検討できたとは言い難い。彼の自由主義思想の形成過程や本質を理解するには、彼が多なる影響を受けたと考えられるグラッドストンの自由主義思想や、同

90) Bose [1971] pp.9-10.

内閣でのアイルランド担当大臣としての活動を検証する必要もあろう。この点についても今後の課題としたい。

文献リスト

- アンダーソン、ベネディクト著、白石隆・白石さや訳 [2007] 『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』 書籍工房早山。
- 化学史学会編 [2017] 『化学史事典』 化学同人。
- 坂井秀夫 [1967] 『政治指導の歴史的研究—近代イギリスを中心として—』 創文社。
- 平田雅博 [2015] 「帝国論の形成と展開—文化と思想の観点から—」 『社会経済史学』 80-4。
- 平田雅博 [2021] 『ブリテン帝国史のいま—グローバル・ヒストリーからポストコロニアルまで—』 晃洋書房。
- 本田毅彦 [2015] 「権力とコミュニケーション—グローバル社会の歴史学へ—」 本田毅彦編著 『つながりの歴史学』 北樹出版。
- ミッチェル、B・R 著、犬井正監訳・中村壽男訳 [1995] 『イギリス歴史統計』 原書房。
- Adonis, Andrew [1993] *Making Aristocracy Work: The Peerage and the Political System in Britain 1884-1914*, Oxford.
- Bakhle, Janaki [2010] 'Savarkar (1883-1966), Sedition and Surveillance: The Rule of Law in a Colonial Situation', *Social History*, 35-1.
- Barns, Margarita [1937] *India: Today and Tomorrow*, London.
- Barns, Margarita [1940] *The Indian Press: History of the Growth of Public Opinion in India*, London.
- Barrier, N. Gerald [1974] *Banned: Controversial Literature and Political Control in British India 1907-1947*, Columbia, MO.
- Bose, Arun Coomer [1971] *Indian Revolutionaries Abroad, 1905-1922: In the Background of International Development*, Patna.
- Chaturvedi, Vinayak [2013] 'A Revolutionary's Biography: The Case of V D Savarkar', *Postcolonial Studies*, 16-2.
- Darnton, Robert [2014] *Censors at Work: How States Shaped Literature*, New York. (邦訳：ロバート・ダーントン著、上村敏郎・八谷舞・伊豆田俊輔訳 [2023] 『検閲官のお仕事』 みすず書房。)
- Eissler, Manuel [1890] *A Handbook on Modern Explosives: Being a Practical Treatise on the Manufacture and Application of Dynamite, Gun-Cotton, Nitro-Glycerine, and Other Explosive Compounds, including the Manufacture of Collodion-Cotton*, London.
- Fischer-Tiné, Harald [2016] 'Mass-Mediated Panic in the British Empire? Shyamji Krishnavarma's 'Scientific Terrorism' and the 'London Outrage', 1909', Harald Fischer-Tiné, ed., *Anxieties, Fear and Panic in Colonial Settings: Empires on the Verge of a Nervous Breakdown*, Cham.
- Garnett, David [1954] (first published in 1953) *The Golden Echo*, New York.
- Guha, Arun Chandra [1971] *First Spark of Revolution: The Early Phase of India's Struggle for Independence, 1900-1920*, New Delhi.
- Joshi, Priti [2021] *Empire News: The Anglo-Indian Press Writes India*, New York.
- Kaul, Chandrika [2003] *Reporting the Raj: The British Press and India, c.1880-1922*, Manchester.
- Kaul, Chandrika [2013] 'Media, India and the Raj', Andrew S. Thompson, ed., *Writing Imperial Histories*, Manchester.
- Kaul, Chandrika [2014] *Communications, Media and the Imperial Experience: Britain and India in the Twentieth Century*, Basingstoke.
- Kennedy, M. [1907] *The Criminal Classes in India*, Delhi.
- Ker, James Campbell [1960] (first published in 1917) *Political Trouble in India (1907-17)*, Calcutta.
- Maclean, Kama., and J. Daniel Elam [2013] 'Reading Revolutionaries: Texts, Acts, and Afterlives of Political Action in Late Colonial South Asia—Who is a Revolutionary?', *Postcolonial Studies*, 16-2.
- Matsukawa, Makoto., Takehiro Matsunaga, Ken-ichi Miyamoto, et al [2002] 'The Synthesis of Iron Picrates', *Science and Technology of Energetic Materials*, 63-4.
- Patel, Hitendra [2008] *Khudiram Bose: Revolutionary Extraordinaire*, New Delhi.
- Popplewell, Richard [1988] 'The Surveillance of Indian Revolutionaries in Great Britain and on the Continent, 1905-

- 1914', *Intelligence and National Security*, 3-1.
- Sahni, J. N. [1974] *Truth about the Indian Press*, Bombay; Calcutta; New Delhi; Madras; Bangalore.
- Sanford, P. Gerald [1896] *Nitro-Explosives: A Practical Treatise*, London.
- Savarkar, Vinayak Damodar [2014] (first published in 1909) *The Indian War of Independence 1857*, New Delhi.
- Tickel, Alex [2012] *Terrorism, Insurgency and Indian-English Literature, 1830-1947*, New York.
- Waraich, Malwinder Jit Singh., and Kuldip Puri [2003] *Tryst with Martyrdom: Trial of Madan Lal Dhingra*, Chandigarh.

付記

本稿の要旨は、国際武器移転史研究所第24回研究セミナー（2025年12月9日、明治大学）および政治経済学・経済史学会第83回兵器産業・武器移転史フォーラム（2026年1月25日、明治大学）にて報告した。

また、貴重なご指摘をくださった匿名査読者に、この場を借りて深謝申し上げます。